

## 中国の支払清算市場は外資にも開放 ～中国人向け越境業務を重点に

中国投資銀行部  
中国調査室

### メインピックス .....2

#### 中国の支払清算市場は外資にも開放～中国人向け越境業務を重点に .....2

- ▶ 2017年6月、「銀行カード清算機関参入サービス指針」が発表され、30年余りを経て、国際カード決済大手はようやく中国の支払清算市場に参入することができるようになった。現在、中国の決済市場は熾烈な競争状態にあり、現地企業は体力をつけてきている中、外資企業の参入は国内の市場競争や再編を激化させるとともに、外資企業自身も複数の競合企業との競争は不可避である。一方、外資企業が有する技術や海外顧客ネットワークは双方に好影響を与え、中国人向け越境業務は国内外企業の主戦場になると考えられる。

### 君合の中国法コラム .....7

#### 自動車産業における外国資本に対する規制撤廃 .....7

- ▶ 2018年4月10日に習近平国家主席は、中国海南省で開催された「ボアオ・アジアフォーラム」において、自動車産業における外国企業に対する規制緩和を表明した。その後2018年4月17日に、国家発展改革委員会が公式サイトにおいて、自動車産業における外国資本に対する規制を2022年までに段階的に撤廃していくという方針を打ち出した。本稿は、自動車産業における外国資本に対する規制撤廃の内容、及びその影響について紹介する。

### 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年6月) .....9

## メインピックス

### 中国の支払清算市場は外資にも開放～中国人向け越境業務を重点に

2017年6月、「銀行カード清算機関参入サービス指針」が発表され、30年余りを経て、国際カード決済大手はようやく中国の支払清算市場に参入できるようになった。現在、中国の決済市場は熾烈な競争状態にあり、現地企業は体力をつけてきている中、外資企業の参入は国内の市場競争や再編を激化させるとともに、外資企業自身も複数の競合企業との競争は不可避である。一方、外資企業が有する技術や海外顧客ネットワークは双方に好影響を与え、中国人向け越境業務は国内外企業の主戦場になると考えられる。

#### I. 銀行カード清算市場における対外開放の経緯

2013年～2017年、中国の決済機関が処理した業務量は371億件から3,193億件に、金額は18兆元から169兆元にそれぞれ増加し、年平均伸び率は業務量が71%、金額が75%に達している。近年急成長している第三者決済機関(非銀行決済機関)は小額・個人向け決済サービス分野で重要な補完作用を発揮している。一部の大型決済機関は海外に進出し、グローバル顧客向けに決済サービスを提供するとともに、中国金融市場の開放度の向上に伴い、より多くの外国機関は中国の決済市場に参入する意欲を示している。

2010年9月1日より実施した「非金融機関支払サービス管理弁法」(中国人民銀行令〔2010〕第2号、以下「弁法」と略称)は、決済機関は同弁法の条件や手続に基づき支払業務許可証を取得した上、決済業務を行うことを明確にした。外商投資決済機関の業務範囲、域外出資者の資格条件や出資比率は中国人民銀行より別途規定し、国務院より批准すると規定した。

2015年4月、国務院は「銀行カード清算機関参入管理の実施に関する決定」を発表し、申請機関は監督管理当局の承認により、銀行カード清算業務許可証を取得すれば、清算機関になれることを明確にした。同決定は2015年6月1日より施行し、中国の人民元清算市場は外資にも開放したこととなった。実施細則として、人民銀行は2016年6月、「銀行カード清算機関管理弁法」、2017年6月、「銀行カード清算機関参入サービス指針」をそれぞれ発表し、人民元清算資格の申請作業が本格的に始まったことを意味している。

銀行カード清算業務とは、銀行カードの清算標準や規則を制定し、銀行カード清算業務システムを運営し、同銀行カード清算機関所有ブランドの銀行カード発行・受理を授権するとともに、発行機関やアクワイアリング機関に対して、同ブランド銀行カードの銀行間取引処理サービスを提供し、資金決済の完了をサポートする活動を指す。

2017年11月に行われた第6回支払清算フォーラムにおいて、中国人民銀行の范一飛副行長は、人民銀行は「非金融機関支払サービス管理弁法」の改訂を行っており、外商投資非銀行決済機関の市場参入関連事項を明確にし、決済業界に存在する外資参入規制や持株比率の制限を緩和し、電子決済業界への外資参入を奨励することを強調した。

2018年3月21日、人民銀行は「中国人民銀行公告〔2018〕第7号」を発表し、外商投資決済機関の参入条件や監督管理政策を明確化し、発表日から施行する。人民銀行関係者は、外資企業が支払業務許可証を申請する際、関連資質や参入条件を有することが必要であり、「国民待遇」を享受するとした。関連条件について以下の四つを挙げた。

- ① ビジネスが存在すること。つまり、域外機関は中国域内主体向けの域内取引や越境取引に対して電子決済サービスを提供する際、域内で外商投資企業を設立し、支払業務許可証を取得することが必要である。
- ② 決済業務施設について、外商投資決済機関は域内で安全、規範かつ独立に決済業務処理を行う業務システムや災害対策システムを有することが必要である。

- ③情報の保存について、外商投資決済機関は中国域内で収集・産出した個人情報や金融情報の保存、処理と分析は域内で行うことが必要。越境業務で域外に送信する場合、法律法規や関連規定に従い、域外主体は情報守秘義務を履行し、個人情報主体の同意を得ることが必要である。
- ④外商投資決済機関はコーポレートガバナンス、日常運営、リスク管理、資金処理、備付金納付、緊急対応など人民銀行の監督管理要求に従うことが必要である。

このほか、外商投資決済機関は同弁法で規定された資本力、主要出資者、アンチマネロンダリング(AML)措置などの要求を満たさなければならない。監督管理については、①公平な競争の奨励、市場開放の促進、②リスク防止、情報セキュリティ保障、③合理的指導、規範的發展の堅持といった原則を遵守している。

人民銀行は申請方案を受理してから90日以内に認可を行い、申請機関は承認を取得してから1年間以内に準備作業を完了させる。また、開業申請が承認されてから6ヶ月以内に開業しなければならない。そのため、申請機関は許可証を取得するまで、1年以上を要する。2017年下半期から関連機関は相次いで申請を提出したことから、第1陣の許可証は今年末か来年初に正式発行される公算が大きい。中国銀聯(チャイナ・ユニオンペイ)と網聯(非銀行決済機関向けネット支払清算プラットフォーム)は第1陣で取得することはほぼ確定であるが、すべての域外申請機関に同時に許可証を発行する可能性は低いとの見方もある。

## II. 資格申請に向けた外資カード会社の動向

1980年代、VISA、マスターカード、アメリカン・エクスプレスなどの国際的カード会社は初めて中国の支払清算市場に参入した際、外貨銀行カードの清算サービスを提供し、域内のカード発行機関に授権してダブル通貨の提携カードおよび外貨カードを発行した。

ここ2年間、多くの外資決済機関は中資企業と協力する形で中国市場に参入している。2015年、米国のPayPalは連連支払をオフィシャルパートナーとして、中国の越境EC売り手向けに人民元の現金引き出しサービスを提供した。2016年2月、Apple Payは中国銀聯など4社と協力することで中国市場に進出した。

これまで国際的カード会社の中国事業展開は事務所の形で存在していたが、支払清算市場開放後、カード会社は新たに会社およびデータセンターを設立し、支払業務許可証を取得することが必要である。税収といった恩恵をもたらすため、各地方政府はカード企業誘致をめぐる競争を争っている。税収減免、子女の就学問題や賃貸住宅の補助金などの政策を考慮すれば、カード会社は新設企業の登録地を北京や上海にする可能性が高いとみられる。

国際的カード会社は合弁会社を設立することで、中国事業展開をする意向が強い。アメリカン・エクスプレスは2017年10月17日、杭州連連数字科技有限公司と提携し、連通(杭州)技術服務有限公司を設立した。登録資本は10億元で、両社はそれぞれ50%出資し、連連数字科技は第三者決済の許可証を有している。アメリカン・エクスプレスは昨年下半年、人民銀行に申請資料を提出し、資料の完全性やコンプライアンス遵守について人民銀行とコンタクトをしている。但し、当局の要求に従って補足資料を提出していないため、当局は未だ正式に受理していないという。VISAは独資で申請するとともに、合弁会社を通じて商業銀行8行と共同で申請を試みている。一方、マスターカードは独資か合資について、当局とコンタクトを取りながら、自社に適切な方式をとっている。

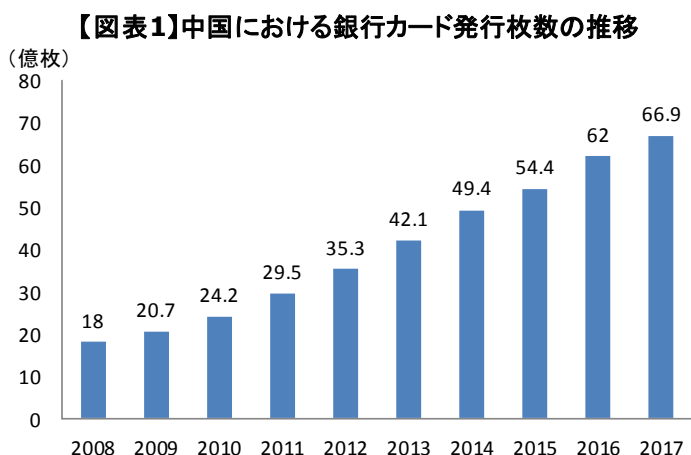
同機関らは監督管理部門に資料を提出する際、すべての標準、手続や規則を明確化する必要がある。国際カード会社のインフラ標準は国内と異なり、チップ一つの標準が違うと新たに手続を策定する必要があるため、コストが大きい。資格申請のほか、決済商品について、カード会社はイノベーションを行っている。VISAは国内機関と提携し、スマートウォッチ、無人スーパーの開発に取り組んでおり、許可証を取得してから利用開始できると見込まれている。同社は、VISAという世界最大のデジタル決済ネットワークをより多くのパートナーに共有してもらい、中国における協力パートナーのエコシステムを拡大させ、国内の金融機関、加盟店舗およびパートナーのイノベーションをサポートし、共同で現地市場に適応したデジタル化ソリューション案を開発することを目指している。

中国市場進出において、国際カード会社が国内の銀行と協力することは第一の選択肢であるが、国内銀行

は第三者決済機関からの影響を受ける中、市場シェアを争奪し、国際事業を展開するため、国際カード会社と協力する意向もある。国際カード会社との協力は国内銀行が有するデータや顧客を生かし、カード会社の海外ネットワークを共有することで、より多くのお客様にサービスを提供することができる。一方、合弁会社は資格取得に有利であるが、業務展開にどれほど貢献できるか不確定だとの見方もある。

### Ⅲ. 中国決済市場の現状

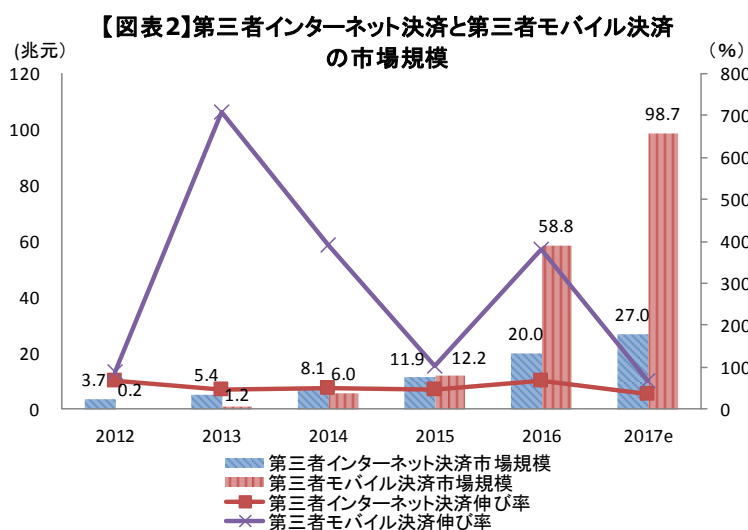
世界人口の5分の1を占める中国で、大規模な人口は巨大な銀行カード市場を作り上げた。2017年末時点、中国における銀行カード発行枚数は前年比9.3%増の66.9億枚、銀行カード取引件数は同29.4%増の1,494.3億件、金額は同2.7%増の761.7兆元となった(図表1)。2020年までに銀行カード発行枚数は90億枚に増加し、世界最大の市場になると予測される。外資カード会社の参入は、中国の銀行カード市場を十数年間独占していた銀行間決済ネットワーク・中国銀聯に対して、衝撃を与えると見込まれるが、実際、今の中国決済清算市場では既に熾烈な競争が繰り返されている。



(出所)中国支払清算協会のデータを基に当行中国調査室作成

30年余り前、国際的カード会社が中国市場に初めて参入した当初、中国には国際的な決済システムを有するネットワークが存在せず、国内市場にも統一したネットワークが存在しなかった。しかし今では、伝統的な銀行カード市場において、巨大ブランドの銀聯が生まれた一方、決済イノベーションにおいて、支付宝(Alipay)や微信支付(WeChat Pay)が牽引するモバイル決済はますます主流になり、一部の分野で世界の先頭を走っている。

伝統的な銀行カード決済は、依然として主導的な地位を占めているが、決済市場では大きな変化が生じた。2011年以降、中国のモバイル決済市場は急速な成長ぶりを見せており、2016年の第三者モバイル決済の取引規模は58兆8,000億元となり、2017年は98兆7,000億元に達すると予測され、世界最大のモバイル決済市場になっている(図表2)。



(出所) iResearchのデータを基に当行中国調査室作成

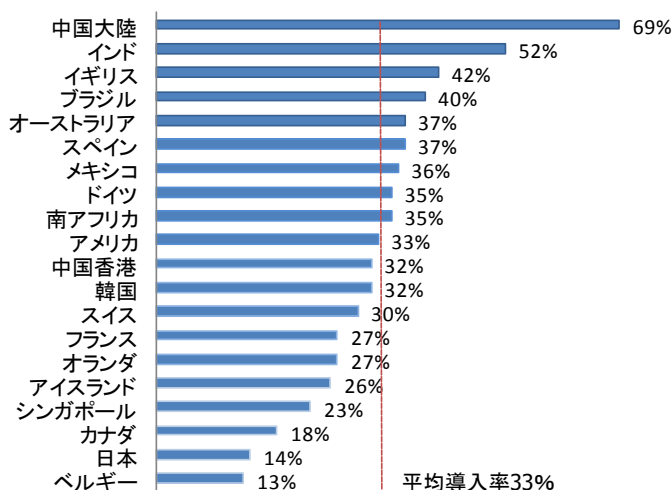
Alipay や WeChat Pay に代表されるモバイル決済の発展は、2013年以降、銀聯による絶対的独占地位を打破した。2012年の中国第三者決済市場のシェアについて銀聯商務は首位の45.9%、Alipayはそれに次ぐ2位であったが、2017年に至っては、市場シェアの90%以上はAlipayとWeChat Payの大手2社によって完全に支配され、銀聯のシェアは極少数になった。

2017年下半期から Alipay と WeChat Pay はキャッシュレス化を推進し、補助金などを通じて顧客を取り込もうとしている。他方、モバイル決済市場で奪われたシェアを取り戻し、大手2社に対抗するため、銀聯は2017年5月、商業銀行と共同で、スマートフォンを使った電子決済サービス「雲閃付」(クイックパス)にQRコード決済サービスを開始した。大手2社を見習って補助金を費やし、顧客の利用増加を促進した。なお、各社のQRコード決済の争奪戦は、小売分野から交通サービスなどの分野にも広がりつつある。

また、2017年3月、第三者決済機関向けネット支払清算機関「網聯」のリリースに伴い、決済機関の取引は網聯に接続するようになり、中国の清算市場では「ネット版銀聯」と呼ばれるもう一つの参加者が現れた。外資カード会社にとって、銀聯に加えて、網聯も競争相手の一つになった。

アーンスト・アンド・ヤング(EY)が発表した2017年フィンテック導入率指数の調査レポートによると、世界におけるフィンテックの平均導入率は33%であるが、中国大陸は69%と首位になっている(図表3)。フィンテックの発展により、新興テクノロジー企業は決済市場でアドバンテージをとり、伝統的な決済機関は大きな困難に直面している。加えて、中国の銀行カード手数料が低いため、今の市場構成からみれば、外資企業の参入は楽観視できないと言える。

【図表3】世界20カ国・地域のフィンテック導入率



(注) 導入率とはデジタル人口に占めるフィンテック利用者の割合  
(出所) EYのデータを基に当行中国調査室作成

#### IV. 海外事業は今後の重点

外資カード会社の中国支払清算市場への参入は国内市場より、中国人による海外でのカード利用を望んでおり、海外事業の展開を促進することが狙いである。

「中国海外旅行発展年度報告 2017」によると、2016年の中国人海外旅行市場は前年比4.3%増の延べ1.2億人、海外旅行消費額は同5.1%増の1,098億ドルとなった。目的地では、上位10カ国・地域は香港、マカオ、タイ、韓国、日本、ベトナム、台湾、米国、シンガポール、マレーシアとなっている。

また、2015年第1四半期、全世界で銀聯カードの取引総額は11兆8,000億元(約1兆9,000億ドル相当)に達し、発行枚数では数年連続でVISAを上回ったのに続いて、取引総額でも初めてVISA(1兆7,500億ドル)を追い抜き、世界最大の銀行間カード清算機関となった。中国経済の持続的な発展および住民生活水準の向上に伴い、新世代消費者や新興中産階級は主力層になりつつあり、越境消費(海外旅行と越境ECを含む)は持続的な上昇傾向を示している。

海外決済市場が拡大する中、中国銀聯や第三者決済機関は海外展開に力を入れている。銀聯の国際化について、①中国人向け銀行カードサービスの提供、②現地住民向け銀行カードの発行、③パートナーと協力することで付加価値サービスの提供といった3段階がある。2013年、域外における銀聯カード対応ATMは初めて域内を超えた。銀聯子会社の銀聯国際は全世界で1,500機関と提携することで、銀聯カードが使える国・地域は168カ国・地域に達し、40カ国・地域で銀聯カード6,800万枚を発行し、加盟店舗は5,000万店舗に迫り、銀聯カード対応ATMは260万台になった。

但し、中国人向けのカード発行枚数と業務件数だけでは、銀聯の国際化戦略が進んでいるとは言えない。海外における銀聯カード発行量の全体に占める割合は1%のみにとどまる。

アリババグループの金融関連会社・螞蟻金融服務集団(アントファイナンシャル)の国際化戦略には、①全世界における加盟店や拠点の配置、②インドのPaytm、タイのAscend Moneyといった決済市場が遅れてい

るアジア諸国の現地企業との提携、の二つが挙げられる。2007年より海外事業をスタートした Alipay は現在、世界 200 ヶ国・地域の金融機関 250 社以上と提携関係を結び、海外ユーザーは 4,000 万人を超えている。

一方、国内決済機関に比べ、国際カード会社の世界におけるネットワークやユーザー規模ははるかに上回っている。中国で発行した VISA とマスターカードの外貨カードはいずれも 1 億枚前後にあり、中国以外で発行した銀聯カードの合計(6,800 万枚)よりも多い。米国のカード会社は海外、特に欧米など先進国におけるネットワークが整備されており、銀聯や Alipay といった決済機関より優れている。

インターネット決済、モバイル決済において中国は世界の先頭に立ち、市場環境は海外と全く異なり、国際カード会社が参入しても、Alipay、WeChat Pay のシェアを切り崩すのは厳しいと予想される。一方で、海外事業において、国際カード会社は現状優位であり、市場開放以前において、銀聯と国際カード会社は協力関係にあったが、銀聯の海外展開の加速に伴い、国際カード会社と競争関係に転じる可能性が高まっている。銀聯にとって、国際カード会社とグローバル市場でシェアを奪い合うのは現状困難であるため、今後は国内顧客向けの海外決済業務に重点を置くべきだと考えられる。

中国における支払清算機関の国際化が進んでいないのは、海外進出の広さではなく、海外顧客の認知度が現状低く、それは中国経済や金融、人民元国際化の程度が低いことに関わっていると思われる。中国の決済機関にとって、まず国内顧客を掴み、国内企業、金融機関、消費者の国際化を通じて自社の国際化を推進させ、国内市場を制覇した上で、現代版シルクロード経済圏構想「一带一路」など経済の国際化に伴い、徐々に推進していく必要がある。

中国における人民元支払清算市場の開放は、国内決済機関間の競争や市場化を促進し、カード清算市場における銀聯の地位を脅かすことになる。世界中で完備したネットワークシステムを有する国際カード会社は、中国人向け越境業務を戦略の重点として、中国の支払清算機関と激しい競争を展開することが予想される。長期的に見れば、商業銀行の人民元決済ルートを変え、越境ビジネスが多い対象顧客層を有する商業銀行は、VISA やマスターカードを選ぶ傾向があると思われる。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 孫元捷

## 君合の中国法コラム

### 自動車産業における外国資本に対する規制撤廃

1994年に「自動車工業産業政策」が公布されてからこれまでの間に、中国政府は自動車産業に対する規制を改正したことはあるが、ここ二十数年の間、外国企業の出資比率及び設立可能な合弁会社数に対する規制については、一貫して維持してきている。即ち、①自動車メーカーにおける外国企業の出資比率は最大で50%までに抑えること、②同一の外国投資者が中国国内において設立できる同種の完成車を生産する合弁企業は2社まで、という規制については、これまで改正されたことはない。これらの規制により、外国企業これまで経営権を完全に掌握することができず、また合弁相手である中国企業への技術流出リスクといった問題点が常に存在していた。

2018年4月10日に習近平国家主席は、中国海南省で開催された「ボアオ・アジアフォーラム」において、自動車産業における外国企業に対する規制緩和を表明した。その後2018年4月17日に、国家発展改革委員会が公式サイトにおいて、自動車産業における外国資本に対する規制を2022年までに段階的に撤廃していくという方針を打ち出した。本稿は、自動車産業における外国資本に対する規制撤廃の内容、及びその影響について紹介する。

### I. 国家発展改革委員会による外国資本に対する規制撤廃の主な内容

国家発展改革委員会は、2022年までに三段階に分けて自動車製造業における外国資本に対する規制を撤廃していく計画を発表した。

第1段階 2018年に特殊車両、電気自動車(以下、「EV」という)等の新エネルギー自動車(以下、「NEV」という)について、外国企業の出資比率に係る規制を撤廃

第2段階 2020年に配送トラック・バス等の商用車について、外国企業の出資比率に係る規制を撤廃

第3段階 2022年に乗用車について、外国企業の出資比率に係る規制を撤廃

更に、上記の段階的な外国企業の出資比率に係る規制の撤廃以外にも、2022年には、外国企業が設立できる合弁会社は2社までとする規制についても撤廃される予定となっている。

### II. 自動車製造業界に与える影響

#### 1. 外国資本のNEV市場参入の加速

これまで中国のNEV市場の投資主体は主に国有企業と中国民間資本であり、外国資本による参入は進んでいない。その理由としては、NEV市場自体が未成熟であること、また中国政府による自国産業の保護・育成政策の影響が挙げられる。

ここ数年の間、自動車購入税免除等の政府の市場育成政策の影響を受け、中国のNEV市場は急速に拡大してきている。中国自動車工業協会の統計によると、2015年以降、中国のNEV販売台数は三年連続で世界一となり、累積販売台数も世界のNEV市場の50%以上を占めるまでになっている。各国のNEVメーカーにとっても、中国市場の重要性はますます高まってきている。たとえば、テスラの2017年の中国における販売台数は、同社の全世界における販売台数の約20%を占めた。中国政府はNEVを自動車産業の起爆剤とする政策を今後も継続し、引き続きNEV市場育成政策は維持していくと思われる。このような状況において、今回の外国資本に対する規制撤廃は、外国資本によるNEV市場参入を加速し、NEV市場の様相を一変させる可能性があると考えられる。

なお、自動車産業における、外国資本に対する規制撤廃の第一段階がNEVであったことは、中国政府が、

NEV 市場であれば中国メーカーが外国メーカーと同じ土俵で対等に戦う力があるという自信を持っていることが伺える。

## 2. 中国の自動車メーカーの動き

ここ数十年來、中国の自動車メーカーは、外国企業との提携を通じて大きな進歩を遂げてきたが、依然として中核部品の研究開発力、生産能力、ブランド力、品質面において未熟な点がある。これに対して、外資系各社は、成熟した技術を有し、豊富な車種、モデルを取り揃えている。

外国資本への規制が完全に撤廃された場合、民族系ブランドの自動車は外資系ブランドと真っ向勝負せざるを得ない状況に追い込まれることが予想される。現時点において、政府の規制撤回を受けて外国企業に合弁解消の動きが出てくるか否かを判断することはできないが、外資独資または外資がマジョリティを占める合弁企業の設立が解禁された場合に、ビジネス的観点から考えると、外国企業はより多くのリソースを自らが独資で設立した中国子会社に投入していく方向へと舵を切り、出資比率の低い合弁会社への新たな車種、モデルの投入、または関連技術の提供は控えていく傾向になることが想定され、このことが結果的に合弁企業の競争力を弱めることにつながる可能性が十分にあると考える。よって、危機感を感じた中国の自動車メーカーが、競争力を高めるために、中国メーカー同士の再編や積極的な M&A を加速していく可能性があるため、外国企業は今後の中国企業の動向を注視していく必要がある。

## 3. 今後の外国資本による自動車製造業界への参入方法

現在、中国の自動車製造業界の生産能力 (NEV の生産能力も含む) は既に過剰であることから、中国政府は、従来型の内燃エンジンを搭載した自動車を生産する企業の新規設立を原則的に認めない政策を打ち出しており、また、NEV メーカーの新規設立プロジェクトについても、一時的に審査・許可を中止しているという噂がある。実際に、独・フォルクスワーゲン社と中国の江淮汽車による EV 年間生産台数 10 万台規模の合弁企業設立プロジェクト (外資系初の NEV 生産許可) が 2017 年 5 月に許可されて以降、中国当局は中国系、外資系を問わず、新規設立許可を与えていないことは事実である。よって、2022 年に外国資本に対する規制が全て撤廃される計画ではあるものの、従来型の内燃エンジンを搭載した自動車を生産する外資独資または外資がマジョリティを占める合弁会社はもちろんのこと、しばらくの間は、NEV 車を生産する外資系メーカーの新規設立も認められにくいのではないかと考える。このため、今後外国資本が自動車産業に参入する方法としては、既に完成車の生産許可を持つ企業を買収することがその主な方法となると考えられる。

## Ⅲ. まとめ

近年、「純電動乗用車企業の新規設立に係る管理規定」、「国家發展改革委員会、工業・情報化部による自動車投資プロジェクト管理の整備に関する意見」、「新エネルギー自動車の生産企業および製品に係る参入許可管理規定」及び「乗用車企業の平均燃料消費量と新エネルギー自動車ポイントの並行管理弁法」等の法令が相次いで公布されている。今回の外国資本に対する規制撤回の発表に伴い、関連する法令及び細則が近いうちに公布される可能性が高いことから、今後も、中国政府の政策動向と法改正を注視し、中長期的な変化に備える必要があると考える。

### 謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟 (ILASA) より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て 2015 年 5 月から君合律師事務所に移籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&A の分野に強い。





## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年6月)

■ ニュースフォーカス No.7 2018

香港 新たな海外人材誘致策を発表

[http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/763\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/763_ext_02_0.pdf)

業務開発室

■ MUFG BK 中国月報 第148号 (2018年6月)

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jhjsq0pz54H142a93eflid0jhjsrnous3>

国際業務部

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/5/30

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jhvlblicf8Hdc6449ablid0jhvld8tzhe>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214